

香美町町長交際費の支出及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町政の円滑な執行を図るため、町長が町を代表して外部との交際を行うために支出する経費（以下「町長交際費」という。）の支出及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「町長交際費」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 支出先及び支出区分が社会通念上妥当であると認められる範囲内のもの
- (2) 支出金額が社会通念上妥当であると認められる範囲内で、かつ、必要最小限の額であるもの

(支出先)

第3条 町長交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 町の事務事業に直接かつ親密な関係にあるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるもの

(支出区分)

第4条 町長交際費の支出区分は、別表第1のとおりとする。

(支出基準)

第5条 町長交際費の支出基準は、別表第2のとおりとする。

(支出)

第6条 町長交際費は、第3条各号に掲げるものとの交際において、第4条及び前条の基準等に基づき支出するものとする。ただし、他の町費等による支出がある場合は、支出しない。

(公表の内容)

第7条 町長交際費の支出状況の公表は、次の内容について行うものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分

(3) 支出内容

(4) 支出金額

2 前項の規定は、広く縦覧できるよう常に整備し、公表する。

3 前2項の規定にかかわらず、香美町情報公開条例（平成17年香美町条例第12号）第7条各号に該当する情報については、その公表は行わない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成22年6月1日から施行し、第7条の規定は、平成22年4月1日以降に執行した町長交際費から適用する。

別表第1（第4条関係）

支出区分	内 容
(1) 会 費	会議、会合、研修会、懇親会等への参加に係る会費、負担金等に係る経費
(2) 慶 祝 費	慶事又は総会等各種行事等のお祝いに係る経費
(3) 弔 慰 費	葬儀時における香料、供物等に係る経費
(4) 協 賛 費	各種大会、イベント等の協賛に係る経費
(5) 広 告 費	町の宣伝、各種事業の宣伝に係る経費
(6) 贈答品費	手土産、記念品等に係る経費
(7) そ の 他	町政の運営上、支出することが適当であると認める経費

別表第2（第5条関係）

支出区分	支出基準
(1) 会費	会費又は実費相当額とする。
(2) 慶祝費	1 祝金 1万円を限度とする。ただし、状況に応じ、適宜対応する 2 粗酒 清酒2本を原則とする。
(3) 弔慰費	備考3に定める基準の範囲内とし、現職かつ本人とする。 その他、町長が特に必要と認めるものとする。
(4) 協賛費	5万円を限度とする。ただし、状況に応じ、適宜対応する。
(5) 広告費	社会通念上妥当と認められる範囲内で適宜対応する。
(6) 贈答品費	1 社会通念上妥当と認められる範囲内で適宜対応する。 2 大会等の町長賞等は、トロフィー、カップ、盾、町名産品等とする。
(7) その他	状況に応じ、適宜対応する。

備考

- 1 上記で定める金額により難しい事情がある場合は、社会通念上妥当な範囲で調整するものとする。
- 2 慶祝費は、祝金として適当でない場合については、粗酒により支出するものとする。
- 3 弔慰費関係

支出先		香料	供花
香美町 (現職かつ本人とする)	議会議員	10,000円	—
	教育委員会委員（教育長を除く。）	10,000円	—
	選挙管理委員会委員	10,000円	—
	監査委員	10,000円	—
	農業委員会委員	10,000円	—
	固定資産評価審査委員会委員	10,000円	—
	消防団（団長又は副団長）	10,000円	—
	人権擁護委員	10,000円	—
町長が必要と認める者		状況に応じ、適宜対応する	



